

広島県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和四年十一月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	アヴィラージュ広島府中	安芸郡府中町鶴江二丁目 2番6号	令和4年11月15日